

●香川県告示第52号

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月18日

香川県知事 池田豊人

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程の一部を改正する規程

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程（平成19年香川県告示第340号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる閲覧対象書類のうち、これらの書類に記載すべき事項が県の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録されているものであって当該記録を電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示したもの 香川県土木部建築指導課内及び土木事務所等（土木事務所（香川県高松土木事務所を除く。）又は香川県小豆総合事務所をいう。以下同じ。）内</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第3条 前条の閲覧対象書類を閲覧するための場所（以下「閲覧所」という。）は、次の各号に掲げる閲覧対象書類の区分に応じ、当該各号に定める場所に置く。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる閲覧対象書類のうち、これらの書類に記載すべき事項が県の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録されているものであって当該記録を電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示したもの 香川県土木部建築指導課内及び土木事務所等（土木事務所（香川県高松土木事務所を除く。）又は香川県小豆総合事務所をいう。以下同じ。）内</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。